

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和5年5月8日（令和5年（行情）諮問第358号及び同第362号）及び同年6月14日（同第497号）

答申日：令和6年2月15日（令和5年度（行情）答申第702号，同第706号及び同第710号）

事件名：特定空港事務所特定課Aが職員から徴収した現金を管理する文書の不開示決定（不存在）に関する件

特定空港事務所における「課金」等に関する封筒の写しの不開示決定（不存在）に関する件

大阪航空局特定課Bにおける「課金」等に関する封筒の写し等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、大阪航空局長（以下「処分庁」という。）が行った令和4年12月2日付け阪空総第385号による不開示決定（以下「処分1」という。）、同年10月25日付け同第296号による不開示決定（以下「処分2」という。）及び令和5年3月6日付け同第506号及び阪空人第1007号による不開示決定（以下「処分3」といい、処分1及び処分2と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 処分1

(ア) 趣旨

文書1の開示を求める。

(イ) 理由

私，特定元職員が在職時に毎月，現金を徴収され文書を手渡され

ていた。「不存在」であるはずがない。大阪航空局特定空港事務所特定課Aは請求を受け、徴収行為を止め電子ファイル、紙等を廃棄した。このことは現在、在職している職員に確認した。

本行為は、大阪航空局特定空港事務所特定課A，特定職員A，特定職員Bによるものである。特定職員A，特定職員Bは大阪航空局に対し、嘘の報告を行っている。彼らに処罰を求める。

イ 処分2

(ア) 趣旨

文書2の開示を求める。

(イ) 理由

私，特定元職員が在職時に毎月，現金を徴収され文書を手渡されていた。「不存在」であるはずがない。大阪航空局特定空港事務所特定課Aは請求を受け、徴収行為を止め電子ファイル、紙等を廃棄した。このことは現在、在職している職員に確認した。

本行為は、大阪航空局特定空港事務所特定課A，特定職員A，特定職員Bによるものである。特定職員A，特定職員Bは大阪航空局に対し、嘘の報告を行っている。彼らに処罰を求める。

ウ 処分3

(ア) 趣旨

文書3の開示を求める。

(イ) 理由

私，特定元職員が大阪航空局特定課B職員に直接，文書の存在を確認している。当該文書はどの職場でも存在するものである。「不存在」であるはずがない。

大阪航空局特定課Bは嘘をついている。これは容認できる行為ではない。徹底的に審査し大阪航空局特定課Bを成敗していただきたい。

(2) 意見書

ア 処分1

本件については、私，特定元職員が在職時に毎月，現金を徴収され文書を手渡されていた。「不存在」であるはずがない。大阪航空局特定空港事務所特定課Aは請求を受け、徴収行為を止め電子ファイル、紙等を廃棄した。このことは現在、在職している職員に確認した。

本行為は、大阪航空局特定空港事務所特定課A，特定職員A，特定職員Bによるものである。特定職員A，特定職員Bは大阪航空局に対し、嘘の報告を行っている。彼らに処罰を求める。

国が作成した文書は全て、原則開示するものである。開示を行う方

法としては文書を特定，複写し「個人に関する情報」に該当する部分については「黒塗り」等により隠す。

また，本行為は全て，勤務時間中に行われていることを申し添える。

イ 処分2

(略：上記アに同じ。)

ウ 処分3

本件については，私，特定元職員が在職時に毎月，現金を徴収され文書を手渡されていた。「不存在」であるはずがない。大阪航空局特定課Bは請求を受け，徴収行為を止め電子ファイル，紙等を廃棄した。このことは現在，在職している職員に確認した。

大阪航空局特定課Bは国に対し，嘘の報告を行っている。

国が作成した文書は全て，原則開示するものである。開示を行う方法としては文書を特定，複写し「個人に関する情報」に該当する部分については「墨塗り」等により隠す。

また，本行為は全て，勤務時間中に行われていることを申し添える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 処分1

(1) 本件審査請求について

本件開示請求は，令和4年10月31日付けで，法4条1項に基づき，処分庁に対して，文書1の開示を求めたものである。

処分庁は，文書1について，これを検索したが，職務上取得・作成していないため，文書1が存在しなかったことから，不開示決定をした(処分1)。

審査請求人は，令和5年1月10日付けで，国土交通大臣に対し本件審査請求を提起した。

(2) 審査請求人の主張

(略：上記第2の2(1)アに同じ。)

(3) 処分1に対する諮問庁の考え方

諮問庁は，本審査請求を受けて改めて文書1の探索を行ったが，「大阪航空局特定空港事務所特定課A『毎月，職員から現金を徴収し，管理している電子ファイル，紙等』」について記されている文書を確認することができなかった。

以上より，文書1につき，これを作成・取得しておらず存在しないため不開示とする原処分は妥当である。

2 処分2

(1) 本件審査請求について

本件開示請求は，令和4年10月1日付けで，法4条1項に基づき，処分庁に対して，文書2の開示を求めたものである。

処分庁は、文書2について、これを検索したが、職務上取得・作成していないため、文書2が存在しなかったことから、不開示決定をした（処分2）。

審査請求人は、令和5年1月10日付けで、国土交通大臣に対し本件審査請求を提起した。

(2) 審査請求人の主張

(略：上記第2の2(1)イに同じ。)

(3) 処分2に対する諮問庁の考え方

諮問庁は、本審査請求を受けて改めて文書2の探索を行ったが、『大阪航空局特定空港事務所 毎月の給与支給後、「課金」などと称して封筒に文書を貼り付け、押印などを行っている封筒の写し』を確認することができなかった。

以上より、文書2につき、これを作成・取得しておらず存在しないため不開示とする原処分は妥当である。

3 処分3

(1) 本件審査請求について

本件開示請求は、令和5年1月3日付けで、法4条1項に基づき、処分庁に対して、文書3の開示を求めたものである。

処分庁は、文書3について、これを検索したが、大阪航空局特定課Bにおいて、請求内容のような職務を行っていないため、職務上取得・作成しておらず、文書3が存在しなかったことから、不開示決定をした（処分3）。

審査請求人は、令和5年3月23日付けで、国土交通大臣に対し本件審査請求を提起した。

(2) 審査請求人の主張

(略：上記第2の2(1)ウに同じ。)

(3) 処分3に対する諮問庁の考え方

本件審査請求を受けて改めて、処分庁において、事務室、文書庫、執務用パソコン上のデータ等を確認し、文書3に該当すると思われる行政文書の探索を行ったが、『大阪航空局特定課B 毎月の給与支給後、「課金」などと称して封筒に文書を貼り付け、押印などを行っている封筒の写しと金の入出金を管理しているファイル（電子ファイル、紙）』の保有を確認することができなかった。このように原処分には当たっては、請求内容のような職務を行っていないため、もとより文書3を作成・取得していないうえ、十分な探索が尽くされたものといえる。

また、これらの結果を覆して文書3が存在すると判断すべき合理的理由も認められない。

以上より、文書3につき、これを作成・取得しておらず存在しないた

め不開示とする原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月8日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第358号及び同第362号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月29日 審査請求人から意見書を収受（同上）
- ④ 同年6月14日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第497号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同年7月18日 審査請求人から意見書を収受（同上）
- ⑦ 令和6年1月25日 審議（令和5年（行情）諮問第358号，同第362号及び同第497号）
- ⑧ 同年2月9日 令和5年（行情）諮問第358号，同第362号及び同第497号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 文書1について

特定空港事務所特定課Aにおいては、特定役職及び特定課Aに在職する職員で構成する特定団体Aという名称の親睦会が存在していたが、特定年月末をもって廃止されている。特定団体Aは職員相互の親睦を図ることを目的としたもので、その目的達成のために慶弔慰金の贈呈やその他の親睦融和を図るための活動（職員が飲むお茶やコーヒー等の購入、懇親会費用の一部負担等）を実施していた。また、特定団体Aの経費は、会員が毎月の給与支給日に規約で定められた会費を納付することによって充当されており、以下のような流れで会費の納付及び支出、管理を行っていた。

- ① 親睦会の事務担当者が封筒にその月の徴収額を記載の上、各職員に配布
- ② 封筒を配布された職員は、封筒に記載された金額を封入の上、

事務担当者へ納付

- ③ 事務担当者は、封筒に受領印を押印し、現金は金庫に保管
- ④ 事務担当者は、その月に納付された合計金額を E x c e l で作成した帳簿（※）に入力
- ⑤ 慶弔慰金やお茶代の支払い等
- ⑥ 会費の経理全般

（※）本会の廃止後も特定団体 A 帳簿は、現在も「特定課 A お茶代帳簿」として引き続き管理されている。

しかし、上記①～⑥の活動（現在のお茶代の納付及び支出並びに管理に関する活動を含む。）は、職務として行っていた（いる）ものではなく、職務外の活動（私的な活動）であるため、その活動の一環で作成された会費（お茶代）を管理する帳簿（文書 1）については、法 2 条 2 項に規定される行政文書には該当しないものと考えている。

そのため、「職務上作成した行政文書は存在しない」として「行政文書の不存在」を理由に不開示決定を行ったものである。

イ 文書 2 について

上記アのとおり、特定空港事務所特定課 A においては、特定役職及び特定課 A に在職する職員で構成する特定団体 A という名称の親睦会が存在していたが、特定年月末をもって廃止されている。特定団体 A の廃止の際に会費の納付用に使用していた封筒（文書 2）は全て処分されたため、存在していない。

なお、仮に当該封筒が処分されず残っていたとしても、上記のとおり、特定団体 A に係る活動は職務として行っていたものではなく、職務外の活動（私的な活動）であるため、その活動の一環で作成された会費納付用の封筒については、法 2 条 2 項に規定される行政文書には該当しないものと考えている。

そのため、いずれにしても「職務上作成した行政文書は存在しない」として「行政文書の不存在」を理由に不開示決定を行ったものである。

ウ 文書 3 について

大阪航空局特定課 B においても、特定課 B に在職する職員で構成する特定団体 B という名称の親睦会が存在し、上記アの特定団体 A と同様の活動を行っているが、その活動は、職務として行っているものではなく、職務外の活動（私的な活動）であるため、その活動の一環で作成された会費納付用の封筒や会費を管理する帳簿（文書 3）については、法 2 条 2 項に規定される行政文書には該当しないものと考えている。

そのため、「職務上作成した行政文書は存在しない」として「行政文書の不存在」を理由に不開示決定を行ったものである。

(2) 処分庁において各開示請求の対象として特定可能な行政文書の保有は認められなかった旨の、上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点があるとまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、大阪航空局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、大阪航空局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 石川千晶, 委員 磯部 哲

別紙（本件対象文書）

文書1 大阪航空局特定空港事務所特定課A 「毎月、職員から現金を徴収し、管理している電子ファイル、紙等」

文書2 大阪航空局特定空港事務所 毎月の給与支給後、「課金」などと称して封筒に文書を貼り付け、押印などを行っている封筒の写し

文書3 大阪航空局特定課B 毎月の給与支給後、「課金」などと称して封筒に文書を貼り付け、押印などを行っている封筒の写しと金の入出金を管理しているファイル（電子ファイル、紙）